

令和2年5月28日作成

1 趣旨

緊急事態宣言の解除に伴い、今後、市が主催する会議・研修等の開催については、新型コロナウイルス感染防止策を徹底して実施する。

2 基本的な考え方

- 感染防止のため、可能な範囲でテレビ会議等の活用に努める。
- 人が集まる会議・研修等を開催する場合には、感染防止策を徹底する。

3 人が集まる形で会議・研修等を実施する場合の感染防止策

会議・研修等の開催にあたっては、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避を基本に、以下の取組みを徹底すること。

(1) 換気の徹底

- 窓が開閉可能な場合は、窓を開けて行う又は休憩時等に窓を開けるなど、換気を徹底すること。冷暖房運転時には、窓の開放時間を調整するなど室温等にも十分配慮して、適切な換気に努めること。

(2) 接触感染の防止

- 感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを備え付けること。なお、入手できない場合は入室時等にこまめな手洗いを徹底させること。
- 出席者が使用する物品、パソコン等については、消毒を徹底するとともに、複数人での共用をできるだけ回避すること。

(3) 飛沫感染の防止

- 会場の定員の50%以内（屋内）かつ国の基本的対処方針等が示す人数上限(※)を、参加人数の目安とすること。
- 席の配置にあたっては、人と人との間に十分な距離の保持（1メートル以上）に努めること。
- 出席者にマスク着用を励行させること。（咳エチケットの徹底）
- 発言席を設ける等、発声時の間隔を空ける（2メートル以上）よう努めること。

※人数上限

- ・5月25日～ (ステップ①)：屋内100人、屋外200人
- ・6月19日～ (ステップ②)：屋内・屋外1,000人
- ・7月10日～ (ステップ③)：屋内・屋外5,000人
- ・8月1日目途～ (移行期間後)：上限なし

(4) その他

- 風邪症状等がある場合には、会議等へ参加しないよう出席者等にあらかじめ周知徹底すること。
- 休憩スペースや食堂、トイレ等においても、換気の徹底、座席の間隔の確保、手洗い又は手指消毒等を徹底すること。
- 参加者全員の名簿を作成すること。（様式は任意）